

提供条件書 (5G スライシング)

本提供条件書は、株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）が契約者に対して、5G スライシング利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づく契約（以下「本契約」といいます。）に従い提供する 5G スライシング（以下「本サービス」といいます。）の標準仕様を定めるものとします。なお、特段の定めがない限り本提供条件書上の用語の定義は本規約と同一とします。

1 本サービスの内容

当社は契約者に対し、契約約款に基づき当社が提供する 5GSA サービスに関し提供する本サービスにつき、以下の区分に分類された内容を提供します。

- 1.1 5G スライシング 常時利用プラン：サービス契約者が申込書に指定する利用場所で本サービスを利用するプラン
- 1.2 5G スライシング 予約利用プラン：当社の定めた利用場所で本サービスを利用するプラン
- 1.3 本サービスの利用にあたっては、5G サービスの付加機能の 5GSA および 5GSA 接続先限定機能の申込みが別途必要となります。
- 1.4 本サービスは、5GSA 接続先限定機能において当社が指定する接続先のうち、契約者が指定した1つの接続先でのみ有効となります。
- 1.5 当社が別途提供する 5G サービスにおける料金プランのうち「ahamo」、「ドコモ Biz データ無制限」、「ドコモ MAX」、「ドコモ ポイ活 MAX」、「ドコモ ポイ活 20」、「eximo」、「eximo ポイ活」、「5G ギガホ」、「5G ギガホ プレミア」および「home5G」に係る回線は本サービスの提供対象外となります。

2 最低利用期間、本サービス提供期間

- 2.1 本サービスの最低利用期間は、特段の定めがない限り、契約者は、第2項に定める期間（以下「最低利用期間」といいます。）内に本サービスにかかる契約の解除または終了があった場合は、当該解約があった日から最低利用期間末日までの期間に相当する本サービス利用料金を一括して支払うものとします。
- 2.2 前項の最低利用期間は、本サービスの利用開始日から利用契約に定める利用終了日までとします。ただし、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 2.3 本サービスの最大利用期間は、当社が別に指定する日から起算して 5G スライシング 予約利用プランのみ連続 4 週間とし、5G スライシング 常時利用プランでは定めないこととします。ただし、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2.4 契約者は本サービスを利用する端末を自己の責任において用意するものとします。

3 提供場所

3.1 本サービスの利用可能地域は、契約約款の営業区域に関する定めにかかわらず日本国内かつ当社が本サービスサイト上に記載する SA 方式による 5G 通信可能エリアとし、スライシングサービス申込書に記載された「ご利用場所に関する情報」の通りとします。

3.2 5G スライシング 常時利用プランの提供可能エリアは申込者が所有し、または第三者から適法に利用許諾を得ている場所のうち、申込者が利用を希望し当社が承諾した利用場所とします。契約者は本サービスの利用にあたって、第三者の権利を侵害しないことを保証するものとします。

3.3 5G スライシング 予約利用プランの提供エリアは当社が HP(<https://www.ntt.com/business/services/5gslicing.html>)上で定める利用場所とします。なお、一部提供外エリアがあるため、申込み時に当社営業担当へ確認いただくものとします。

3.4 契約時に定めたエリア以外は提供外となります。

4 責任の範囲

4.1 本サービスを利用した場合であっても、契約者が利用する無線基地局設備の混雑度や電波品質状況により、所定の帯域確保が行われない場合があります。

4.2 本サービスを利用した場合であっても、本サービスを利用する回線が同一無線基地局設備に当社想定より多く存在する場合は、当該回線における通信速度も低下する場合があります。

4.3 本提供条件に基づくサービスを提供した場合も、災害、事故による通信の輻輳等の事情により、当該無線基地局設備において通信制御等の規制を行う事情が発生した場合は、本サービス利用を利用する回線を一般ユーザ相当の通信速度に設定します。

4.4 当社は本サービス提供に関し、契約者の特定の利用目的への適合性、利用結果の完全性、有用性、的確性、信頼性、即時性等について保証するものではなく、これらに関連して契約者に生じた損害について責任を負わないものとします。

4.5 テザリング利用の場合、当社は本サービスの動作を保証しないものとします。

4.6 本サービスを利用した場合であっても、契約者の端末や利用アプリ、通信先サーバなど、当社の電気通信設備以外で問題が発生した場合、所定の帯域確保が行われない場合があります。

5 料金

- 5.1 本サービスの料金は、申込書に定める見積書に定めるところによります。
- 5.2 ただし、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。

6 料金の支払い

- 6.1 当社は、契約者に対して、本サービス料金に係る請求書を本サービスの利用終了日の属する料金月の翌月に発行するものとします。
- 6.2 契約者は、請求書の発行日から 45 日以内に（末日が土日等の場合は翌営業日までに）当社の指定する方法により支払うものとします。

7 通知

本サービスにおける、故障およびメンテナンス通知の基準、方法は、当社が定める契約約款に準ずるものとします。

以上